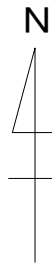
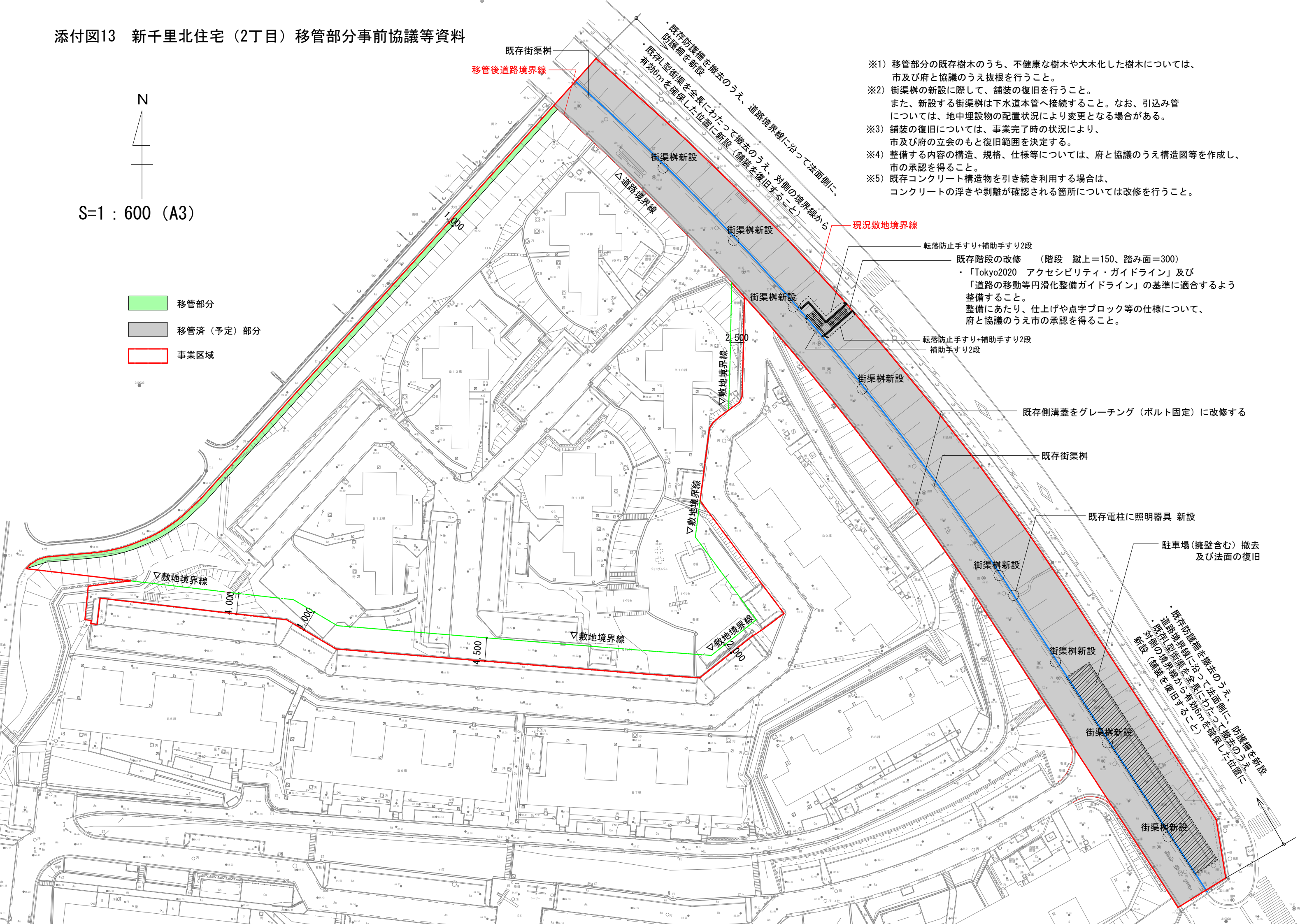


添付図13 新千里北住宅（2丁目）移管部分事前協議等資料



S=1 : 600 (A3)

- 移管部分
- 移管済（予定）部分
- 事業区域



- ※1) 移管部分の既存樹木のうち、不健康な樹木や大木化した樹木については、市及び府と協議のうえ抜根を行うこと。
- ※2) 街渠樹の新設に際して、舗装の復旧を行うこと。また、新設する街渠樹は下水道本管へ接続すること。なお、引込み管については、地中埋設物の配置状況により変更となる場合がある。
- ※3) 舗装の復旧については、事業完了時の状況により、市及び府の立会のもと復旧範囲を決定する。
- ※4) 整備する内容の構造、規格、仕様等については、府と協議のうえ構造図等を作成し、市の承認を得ること。
- ※5) 既存コンクリート構造物を引き続き利用する場合は、コンクリートの浮きや剥離が確認される箇所については改修を行うこと。

現況敷地境界線

- 転落防止手すり+補助手すり2段
- 既存階段の改修（階段 蹴上=150、踏み面=300）
  - ・「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」及び「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」の基準に適合するよう整備すること。
  - 整備にあたり、仕上げや点字ブロック等の仕様について、府と協議のうえ市の承認を得ること。
- 転落防止手すり+補助手すり2段
- 補助手すり2段

既存側溝蓋をグレーチング（ボルト固定）に改修する

既存街渠樹

既存電柱に照明器具 新設

駐車場（擁壁含む）撤去及び法面の復旧

・既存防護柵を撤去のうえ、道路境界線に沿って法面側に、防護柵を新設  
 ・既存型街渠を全長にわたって撤去のうえ、対側の境界線から有効6mを確保した位置に新設（舗装を復旧すること）

既存街渠樹  
 移管後道路境界線

街渠樹新設

街渠樹新設

街渠樹新設

街渠樹新設

街渠樹新設

街渠樹新設

街渠樹新設

街渠樹新設

敷地境界線

敷地境界線

敷地境界線

敷地境界線

敷地境界線

敷地境界線

敷地境界線

敷地境界線

敷地境界線

敷地境界線

敷地境界線

敷地境界線

敷地境界線

敷地境界線

敷地境界線

敷地境界線

敷地境界線

敷地境界線